

プレミアム付商品券の申請は 12月27日(金)までです

平成31年1月1日時点で湖南省に住民登録がある人で、対象になると思われる人には、8月に案内と申請書類を郵送しています。

■対象者

令和元年度市民税(均等割)が非課税の人。ただし、市民税が課税されている親族などに扶養されている人や生活保護を受給している人などは対象外。

■申請後の日程

審査後、購入対象の人へ購入引換券を郵送します(審査については約1か月程度かかります)。

2月14日(金)までに市内の郵便局6箇所で、商品券を購入してください。

商品券使用期限は 2月29日(土)までです。

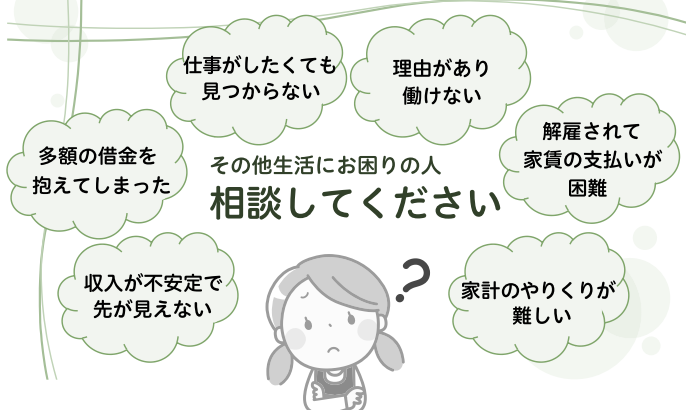
生活の困りごとをいっしょに考えます まずはご相談ください

住民生活相談室では、4～9月の半年間で延べ300件を超える生活に関する困りごとや悩みについての相談を受けました。

不安定な雇用や少子高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化など様々な背景から、日々の生活に困り苦しんでいる人や、社会的に孤立している人は少なくありません。

悩んでいる人は、**固**へご相談ください。

暮らしのこと、悩んでいませんか？



固 住民生活相談室(東庁舎) ☎71・2370 ☎72・3788

フリマサイトとは、オンライン上でフリーマーケットのように物品の売買ができるサイトのことで、生前整理や終活のため、若い人だけでなく高齢者にも利用が広がっています。



フリマサイトに出品した手作りアクセサリーが売れたので、定形外郵便で発送し、その旨を通知した。後日、買主から「商品が届いていない」と連絡があり代金が受け取れない。

フリマサイトでブランド物の財布を購入し、商品が届いたので受け取った旨をサイトに連絡した。その後、偽物だと気づいたので出品者に連絡したが無視され、サイトに連絡すると「すでに取引は完了しているので当事者間で話し合うように」と言われた。

消費者
悩みの相談室

フリマサービス
取引相手は信用できますか？

まず。フリマサイトでの取引は、基本的には売主と買主との個人間の取引で、サイト運営者は金銭や商品のやり取りを仲介しますが、トラブルは当事者間で解決するのが原則となっています。フリマサイトは誰でも参加できるので、マナーの悪い人や取引に慣れない人も参加している可能性があります。取引をするかどうかは、信頼できる相手かどうかは、自らの責任で判断する必要があります。取引相手の情報を出品者の評価などで確認し、商品についての疑問点は事前に出品者に質問して解消し、情報を保存して記録を残しましょう。また、発送する際は、「特定記録郵便」など商品の追跡が可能な配送方法を利用しましょう。トラブルになった際は、サイト運営者に事情を伝え、調査などの協力を依頼してみてください。

固 消費生活センター(東庁舎)

☎71・2360
☎72・3788